

4180
 第一
 情
 務

人事極秘

小松原
 部隊本部特報發第一〇號

國境事件ニ關スル特別報告

第二十三師團長 小松原道太郎

陸軍大臣 板垣征四郎 殿

首題ノ件陸軍報告規程第四條第三項ニ依リ別紙ノ通り報告ス

長

一五八

陸軍省
 13.12.21
 22

陸軍
 131217
 447
 軍務課

陸軍省
 13.12.21
 陸軍省

陸軍省
 13.12.21
 補任部

陸軍省
 陸軍省

陸軍省
 13.12.21
 陸軍省

昭和十三年四月 東京 助川納



別紙

陸軍

國境事件ニ關スル顛末

一 發生月日

十一月一日十時頃

二 原因

對敵警戒心ヲ缺キ不用意ニ敵ニ接近シタルニ起因シ遂ニ敵ノ乘スルトコロトナリタリ

三 狀況

十一月一日「ツアガンオーラ」監視哨長歩兵第七十二聯隊第十一中隊附歩兵少尉砂原正嗣ハ監視哨ニアリ
(一)附近ヨリ敵兵一名敵領内シ(二)方向ニ前進スルヲ發見ス
此ノ時迄砂原少尉ハ從來敵ノ(一)間ノ通過ニ要スル時間常ニ甚シク大ナルヲ申送ニテ承知シアリタルヲ以テ
(一)前方ニ於ケル敵ハ果シテ如何ナル行動ヲナシアルヤ
又或ハ(一)前方地區ニ敵カ或種施設ヲナシアルニア

ヲザルヤヲ疑ヒ之ヲ確メントシ航空兵伍長柳田儀
平歩兵上等兵平湯政續ヲ率ヒ監視哨ニ残置セ
ル中尾伍長ニ萬一、場合ノ對敵處置ヲ命ジル
ニ向ヒ前進ス

(二) (ル)ニ至ルヤ敵兵ヲ發見セルモ態ヲ敵方ニ去リ異常
ナキヲ知ル同時砂原少尉ハ(四)附近ニ敵ニ三名徘徊
シアルヲ發見ス

(三) 砂原少尉ハ該敵ヲ威嚇シ又該敵兵ニシテ若シ越
境スルコトアラハ直ニ之ヲ驅逐スル目的ヲ以テ監視
哨ニ連絡スルコトナク概ネ(ハ)附近ヲ經テ(四)ニ向ヒ前進
スルニ決ス

當時砂原少尉柳田伍長ハ各自拳銃ヲ又平湯上等
兵ハ三八式歩兵銃ヲ携行シアリ

(四) (四)附近國境界標附近(滿領内)ニ来ルヤ先ニ目認セシ

陸軍

敵ハ敵領方面ニ後退姿ヲ没シタルヲ認メ更ニ前方ニ前進

國境線ヲ確認セントスルノ新ナル企圖ノ下ニ前進ヲ續行ス

(五) 國境標界内五十米附近(標界石ノ在ル地點)タルヲ以テ

國境内ナルト明瞭ナリ)ニ至ルヤ不意ニ敵騎五名ノ急襲

スルトコロトナリ其ノ馬上射撃ヲ受ケ應戰セシモ柳田伍長

平湯上等兵相次テ倒レ(兩名戰死シタルヤ重傷ナリヤ確

認スル能ハナリキ)砂原少尉又敵ノ包圍スルトコロトナリ自

ラ置刀ヲ揮ヒ之ニ對セシニ敵後退シ柳田伍長平湯上等

兵ノ倒レシ約三十米前方ニ下馬停止シ砂原少尉ニ向ヒ銃

ヲ擬セリ彼我ノ距離約六七十米ト推察セラルヘク當時

砂原少尉ハ敵ハ自己ヲ捕獲セントスルノ企圖ヲ有スルモノト

判断セリ

(六) 砂原少尉稍々後退シ監視哨ニ向ヒ記號ニヨリ急ヲ告ケ

タリ時二十時過ナリ

(七) 相對峙スルニ暫クニシテ監視哨方向ヨリ蒙古兵ノ来
 ルヲ發見シ直クニ馳セ寄リ更ニ(四)附近ニ前進セントセシ
 ニ蒙古兵ハ来ラス遂ニ先ツ監視哨ニ至リ兵ヲ率ニ兩名
 牧畜ノ處置ニ出テントシ監視哨ニ向ヒ後退ス
 途中我カ監視兵三名、後ヒテ馳セ来ルニ會シ其ノ未ク
 該狀況ヲ警備隊長ニ電話報告シアラルヲ知ルヤ其
 不可ヲ叱責シツ、監視哨ニ歸還シ直ニ警備隊長ニ報
 告ス

(八) 砂原少尉ハ部下ヲ率ヒ直クニ柳田平湯ノ兩名ヲ牧畜
 セント準備中滿洲里警備隊小關少尉(情報主任)ヨリ
 行動ハ須ク要スヘシトノ言ニ接シ右牧畜ヲ断念ス暫
 クシテ敵自動貨車敵兵營附近ヨリ(四)附近柳田平湯
 兩名ノ倒レシト思ハル、地点ニ來リ少時、右又兵營
 方向ニ去ルヲ望見兩名拉致セラル、モナルヲ想像シツ、

處置スルトコロナシ

(九) 十時五十分頃滿洲里警備隊長ハ標界石附近ニ於テ
我カ監視兵ニ名不法射撃ヲ受ケ戦死スノ報ニ接シ直ニ
大隊長志波少佐ヲシテ一小隊ヲ率ヒ現地ニ急行セシム
滿軍約一小隊亦之ニ同行ス時二十三時頃ナリ

(四) 志波少佐ハ自動貨車ニヨリ部下ト共ニツアガンオーラ
ニ至リシニ柳田伍長平湯上等兵ニ名既ニ敵ニ拉致セ
ラレタリトノ報ニ接シ之カ奪回ノ處置ヲ講スルコトナク
專ラ監視哨附近ヲ確保シ敵ニ備フルニ決セリ

(土) 滿洲里警備隊長ハ第一報受領時ヨリ極力事件
不擴大ノ方針ヲ確守シアリ

爾後兩名敵方ニ拉致セラレタルノ報ニ接スルモ之カ奪
回ハ專ラ外交交渉ニヨルコトトシ兵力ヲ以テ奪回ノ企圖
ヲ有セス事件發生後速ニ滿洲里特務機關憲兵隊並

陸軍

ニ領事ト連絡シ領事ヨリハ取敢スソレ領事ニ對シ不法射
撃ニ對スル抗議ヲナサシメ現在ニ至ル

四處置

(一) 事変勃發スルヤ師團ヨリ直々ニ原參謀ヲ現地ニ派
遣シ狀況ヲ調査セシム

(二) 師團長ハ十一月四日滿洲里警備隊長ヲ海拉爾ニ招
致シ狀況ヲ聽取スルト共ニ將來一層對敵觀念ヲ旺盛ニ
警戒ヲ嚴ニシ以テ敵ニ乘セラルコトナキ様訓示ヲ與ヘテ
五責任者ニ對スル處分

(一)

警備隊長

陸軍歩兵中佐 松尾勇太郎

警備ニ關シ部下ノ教育指導適切ナラサリシニ依
リ輕謹慎五日ニ處ス

師團長

(大體西木稿)

理由

警備隊中隊附陸軍歩兵少尉砂原正嗣ハ昭和
 十三年十一月一日「ツアガンオーラ」國境監視哨長
 トシテ服務中前方高地ニ於ケルソノ聯兵ノ行
 動ヲ偵察シ且國境附近ニ出沒スルソノ聯兵ノ行
 ヲ驅逐スル目的ヲ以テ航空兵伍長柳田儀平
 及歩兵上等兵平湯政續ノ二名ヲ率ヒ巡察中不
 意ニ敵ノ襲撃ヲ受ケ部下二名カ倒サレルヤ生死
 不明ノ儘殘置シ直ニ之ヲ收容スルノ處置ヲ講ス
 又同時監視哨ニアリシ歩兵伍長中尾福市以
 下モ巡察トノ連絡不十分ニシテ遂ニ前記二名ノ身柄
 ヲ敵ニ拉致セラレ國軍ノ威信ヲ毀ク且軍統率
 上悪影響ヲ胎スニ至レルハ畢竟國境問題ニ關
 スル認識不十分ナルノミナラス對敵觀念ノ缺如シテ

ルニ起因スルモノニシテ警備隊長ノ警備ニ關スル
部下教育指導適切ナラザリシニ依ルモノト認メ
言渡書ノ通り處分ス

(二)

陸軍歩兵少佐 志波常一

監視哨長砂原少尉カ不意ノ敵襲ニ際シ機宜ノ
處置ヲ誤リ部下二名ヲ敵手ニ委シタル警備
擔任大隊長トシテ平素ノ教育指導十分ナラ
ザリシ科ニ依リ輕謹慎五日ニ處ス

警備隊長

理由

昭和十三年十一月一日「ツアガネ」ラ國境監視哨
前方ニ於テ巡察中ノ砂原少尉以下三名ノ軍
ノ射撃ヲ受テ下士官以下二名倒サレ生死不明儘
身柄ヲ拉致セラレタルハ警備擔任ノ大隊長トシテ

(大變西木訓)

0826 0827

砂原少尉ニ對シテハ小松原部隊長ヨリ免官
處分ノ上申ヲナス

砂原少尉ノ免官処分ニ對シテハ
御座候

御座候



平素ノ教育十分ナラサリシモノナリ

(三) 陸軍歩兵少尉 砂原正嗣

ツアガニオーラ「國境監視哨前方國境附近巡
中不意ニ敵ノ襲撃ヲ受ケ機宜ノ處置ヲ失シ遂ニ
部下ニ名ヲ敵ニ委シタル科重謹慎十日ニ處ス

大隊長

理由

昭和十三年十一月一日ツアガニオーラ「國境監視哨前
方高地ニ於ケルソ「聯兵ノ行動ヲ偵察シ且國境附
近ニ出沒スルソ「聯兵ノ候ヲ驅逐スル目的ヲ以テ柳田
航空兵伍長及歩兵上等兵平湯政績ヲ率ヒ巡察
中不意ニ襲撃ヲ受ケ部下ニ名ヲ倒サレルヤ生死
不明ノ儘現地ニ残置シ之ヲ收容スルノ處置ヲナサス
遂ニ敵ニ拉致セラルルニ至リタルハ將校トシテ思慮ノ周

陸軍

密ヲ缺キ且不時事變ニ處スル果敢斷行ノ決心ニ缺
ケ將校タルノ体面ヲ貶シタルニ依ル

尚本件ハ國軍ノ威信ニ關シ又將校トシテ士道ノ
殺揮ニ於テ遺憾ノ點多ク免官ニモ値スヘキモノト
思考セララルル節アルモ本人ハ經驗尚淺ク思慮ノ
周到ヲ缺キタルモノニシテ一面同情ノ餘地亦甚カ
ラス依テ最大限ノ懲罰ヲ科シ將來ヲ戒メタルモノ
ナリ

(四)

陸軍歩兵少尉 砂原正嗣

右者重慎二十日ヲ加罰ス

警備隊長

理由

大隊長ノ罰權最大限ニテハ輕キニ失スルヲ以テ加
罰ス

(大塚高木助)

陸
軍

(五)

陸軍歩兵伍長 中尾 福市

國境監視哨服務中 國境附近巡察者ノ
襲撃ヲ受ケタル際ニ於ケル機宜ノ處置ヲ失シ
タル科 重謹慎二十日ニ處ス

大隊長

理由

昭和十三年十月一日ツアガネオーラ國境監視哨
前方ニ於テ國境附近巡察中ノ砂原少尉
以下三名ノ行動ニ注意連絡應援ノ處置ヲ講ス
ヘキ手段ヲ採ルルハキニ拘ラス其處置ヲナスコトナク
漫然タル監視ヲナシ國境附近ニ於テ不意ニ敵ノ
襲撃ヲ受ケテ苦戰遂ニ二名ヲ生死不明ノ儘敵ニ
拉致セラルニ至ル迄事件ヲ知ラス應援ニ得サル至
レハ下士官トシテ其處置適當ナキルニ依ル

(六)

陸軍歩兵伍長 中尾 福市

右者重謹慎十日ヲ加罰ス

敬言備隊長

理由

大隊長ノ罰權最大限ヲ輕キニ失スヲ以テ加罰ス

(本欄紙木録)

圖景寫入望点地生發件事リヨ哨視監、ラーオンガアツ

